

公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱

平成22年4月

一般社団法人 公共建築協会

目 次

第1章 総則	1
第1条 主旨	1
第2条 目的	1
第3条 資格及び定義	1
第2章 資格試験	1
第4条 資格試験の実施	1
第5条 受験資格要件	2
第6条 試験結果等の通知及び合格証の交付	4
第3章 資格の登録、有効期間及び更新	5
第7条 登録、登録証及び有効期間	5
第8条 登録の更新	5
第9条 登録の抹消	5
第4章 手続き等	6
第10条 登録事項の変更	6
第11条 受験手数料等	6
第12条 情報提供	6
第13条 秘密保持義務	6
第5章 資格認定委員会等	6
第14条 公共建築工事品質確保技術者資格認定委員会	6
第15条 試験委員	6
第6章 雑則	7
第16条 論文提出の一部免除	7
第17条 細則その他	7

第1章 総則

(主旨)

第1条 本要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）を踏まえ、一般社団法人公共建築協会（以下「PBA」という。）が実施する「公共建築工事品質確保技術者（以下「公共建築品確技術者」という。）」の資格制度（以下「本制度」という。）に関し必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 本要綱は公共建築品確技術者の資格を定め、資格試験、資格の登録や更新等について規定し、この要綱に基づいた公共建築品確技術者が活用されることにより、品確法第7条に規定する発注関係事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施することができる者が育成されることを目的とする。

(資格及び定義)

第3条 本制度における資格は、公共建築品確技術者（Ⅰ）及び公共建築品確技術者（Ⅱ）の2資格とし、公共建築品確技術者（Ⅰ）及び公共建築品確技術者（Ⅱ）とは第4条に規定する資格試験に合格し、第7条又は第8条に規定する登録を行った者をいう。

2 公共建築品確技術者（Ⅰ）及び公共建築品確技術者（Ⅱ）の定義は、次のとおりとする。

- 一 公共建築品確技術者（Ⅰ）：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下、「入契法」という。）第2条第2項に規定する公共工事並びに国立大学法人、（独）国立病院機構、地方共同法人日本下水道事業団、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社の発注する建設工事のうち、別表に掲げる建築工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下「公共建築工事」という。）の品質確保に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務経験を有する者
- 二 公共建築品確技術者（Ⅱ）：公共建築工事の品質確保に関して技術的専門知識と実務経験を有する者

(参考)

- ・公共建築品確技術者（Ⅰ）は、発注関係事務又はこれら発注関係事務を支援する事務を適正に実施することができ、さらに品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式、プロポーザル方式及びこれらに準ずる方式（価格以外の技術的要素について評価するもの。以下同じ。）の審査又は導入・制度検討の指導助言を適正に実施することができる者を想定している。
- ・公共建築品確技術者（Ⅱ）は、発注関係事務又は発注関係事務を支援する事務を適正に実施することができる者を想定している。

第2章 資格試験

(資格試験の実施)

第4条 本制度では、公共建築品確技術者の資格毎に資格試験を実施する。

2 資格試験は、書類審査、論文審査及び面接試験により実施するものとする。

3 資格試験においては、別途募集要項を定め、毎年度1回行う。

(受験資格要件)

第5条 前条の資格試験を受験することができる者の資格要件は次のとおりとする。

区分	受 験 資 格 要 件	技術者(一) 公共建築品確	技術者(三) 公共建築品確
A 要件 発注関係事務に関する経験の要件	<p>ア) 公共建築工事の発注機関^(注1)における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の発注関係事務に指導的立場^(注2)で5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の発注関係事務に担当者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^(注3)における実務経験のうち、以下の①～⑦のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の設計業務、積算業務、監督業務又は検査業務(以下、「設計業務等」という。)の管理技術者(当該業務に係る契約の履行に関する管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事における総合評価落札方式(品確法第3条第2項に規定する「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」を前提とした入札方式をいう。以下同じ。)に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式(価格以外の技術的要素について評価するものをいう。以下、同じ。)に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事におけるCM業務^(注5)の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥①～⑤の業務の担当技術者として12年以上の経験を有する者。</p> <p>⑦公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として5年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①～②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の主任技術者(建設業法第26条第1項に定める者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第26条第2項に定める者をいう。以下同じ。)として5年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の施工管理に関する担当者として12年以上の経験を有する者。</p>	1 項目 以上 該当	1 項目 以上 該当

B 要件	品質 確保 に関する 経験の 要件	<p>一級建築士、建築設備士、電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）、建築積算士又は一級施工管理技士（建築、電気、管工事）の資格を有し、かつ、以下の要件のうち1項目以上に該当すること。</p> <p>ア) 公共建築工事の発注機関^(注1)において総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る審査事務に指導的立場^(注2)で2年以上の経験を有する者。</p> <p>イ) 建設コンサルタント等^(注3)における実務経験のうち、以下の①～⑥のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②公共建築工事の設計業務等における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る技術審査業務^(注4)の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>③公共建築工事におけるCM業務^(注5)の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>④公共建築工事における発注関係事務を支援する業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑤公共建築工事の調査業務又は設計業務の総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式により発注された調査業務又は設計業務の管理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>⑥①～⑤のいずれかの管理技術者を指導する立場^(注6)で2年以上の経験を有する者。</p> <p>ウ) 建設業許可業者における実務経験のうち、以下の①又は②のいずれかの項目に該当する者。</p> <p>①公共建築工事の総合評価落札方式において技術提案を作成した経験を有し、かつ総合評価落札方式により発注された公共建築工事の監理技術者として2年以上の経験を有する者。</p> <p>②①の監理技術者を指導する立場^(注7)で2年以上の経験を有する者。</p> <p>エ) 公共建築品確技術者（Ⅱ）の登録を行った者であって、B要件のア)～ウ)に掲げるいずれかの経験を1年以上有する者。</p> <p>オ) 公共建築工事の発注機関^(注1)における総合評価落札方式、プロポーザル方式又はそれに準ずる方式に係る委員会の外部委員^(注8)としての委嘱期間が1年以上ある者。</p>	1項目 以上 該当	不要
---------	-------------------------------	--	-----------------	----

2 各要件における経験年数は、次のとおり合算することができる。

区分	経験年数の合算
A要件	イ)の管理技術者の経験年数並びにア)の①及びウ)の①の経験年数は合算することができ、5年以上とする。 ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができ、12年以上とする。
B要件	ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができ、2年以上とする。ただし、エ)の場合においては、ア)、イ)、ウ)の経験年数は合算することができない。

(別表)

1) 建築工事	2) 電気設備工事	3) 機械設備工事
---------	-----------	-----------

- (注1) 公共建築工事の発注機関とは、入契法第2条第2項に規定する国、地方公共団体及び特殊法人等（首都高速道路（株）、新関西国際空港（株）、中間貯蔵・環境安全事業（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、（独）空港周辺整備機構、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、（独）国際協力機構、（独）国立科学博物館、（独）国立高等専門学校機構、（独）国立女性教育会館、（独）国立青少年教育振興機構、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）自動車事故対策機構、（独）中小企業基盤整備機構、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、（独）都市再生機構、（独）日本学生支援機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、（独）日本スポーツ振興センター、（独）水資源機構及び（独）労働者健康安全機構）並びに国立大学法人、（独）国立病院機構、地方共同法人日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。
- (注2) 指導的立場とは、公共建築工事の発注機関^(注1)において当該事務を管理及び統括する立場をいう。
- (注3) 建設コンサルタント等とは、公共建築工事の発注機関^(注1)から建設コンサルタント業務等を受注した実績のある法人をいう。
- (注4) 技術審査業務とは、公共建築工事又は公共建築工事の設計業務等の発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務をいう。
- (注5) CM業務とは、「CM方式活用ガイドライン」（2002年、CM方式活用方策検討会編著、大成出版社）においてCMRのマネジメント業務の内容として示されている下表の業務内容の一部又は全部をCM契約書に基づき実施する業務をいう。

設計段階	①設計者の評価・選定に関するアドバイス、②設計の検討支援、③設計VEの提案
発注段階	①発注区分・発注方式の提案、②施工者の評価・選定に関するアドバイス、③工事価格算出の支援、④契約に関するアドバイス
施工段階	①施工者間の調整、②工程計画の作成及び工程管理、③CMRの立場からの施工図のチェック、④CMRの立場からの品質管理のチェック、⑤コスト管理、⑥発注者に対する工事経過報告

出典：「CM方式活用ガイドライン」

- (注6) 指導する立場とは、当該管理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注7) 指導する立場とは、当該監理技術者を管理及び統括する立場をいう。
- (注8) 外部委員とは当該委員会を設置した公共建築工事の発注機関に所属していない委員をいう。

（試験結果等の通知及び合格証の交付）

第6条 PBAは、資格試験を受験した者には書類審査結果、論文審査及び面接試験の可否を通知するものとし、その通知方法については別に定める。

2 PBAは、資格試験に合格した者に対して、その試験毎に合格したことを証する証書を交付するものとする。

第3章 資格の登録、有効期間及び更新

(登録、登録証及び有効期間)

第7条 資格試験に合格した者は、PBAの定める手続きに従い登録簿に登録申請を行わなければならない。

2 登録の申請は、当該試験に合格した日から3年以内に行うこととし、これを超えた場合は、当該試験に係る登録はできないものとする。

3 前項の規定の他、次に掲げる事項に該当する者は登録することができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から2年を経過しない者

4 PBAは、前項に該当する者以外の登録申請者に対して、登録年月日、登録番号、登録の有効期限、氏名、生年月日等所要の事項を記載し写真を貼付した登録証を交付するものとする。

5 登録の有効期間は、以下のとおりとする。

対象者	発効日	失効日
初めて登録する者	登録日	当該試験の合格日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日
更新により登録する者	登録日	登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日

6 資格試験に合格しても、登録を行っていない者は、本制度における公共建築品確技術者の名称を使用してはならない。

7 PBAは、登録簿を適正に管理するものとする。

8 公共建築品確技術者(Ⅱ)の登録をしている者が公共建築品確技術者(Ⅰ)の登録をする場合は、公共建築品確技術者(Ⅰ)の登録を優先し、公共建築品確技術者(Ⅱ)の登録は抹消する。

(登録の更新)

第8条 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に更新についての申請を行わなければならない。

2 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内にPBAが行う本制度に関する講習を受講しなければならない。

3 前項の講習を受講した者に対する登録は、前条第3項及び第4項に準じる。

4 登録を更新しなかった者は、登録を抹消する。ただし、登録の失効日から1年間については、第2項に規定する講習を受講し更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録できるものとする。この場合、登録の有効期間は、第7条第5項の規定より1年間短縮する。

(登録の抹消)

第9条 PBAは、第8条第4項に規定する者のほか、公共建築品確技術者が次に掲げる事項に該当する場合には公共建築品確技術者の登録を抹消するものとする。

一 第7条第3項に該当する事実が判明したとき。

二 資格試験、登録及び登録の更新に必要な書類等に虚偽があったことが判明したとき。

三 登録証の改ざん、その他の不正使用をしたことが判明したとき。

- 四 その他、公共建築品確技術者として著しく信用を失墜する行為等があったことが判明したとき。
- 2 PBAは、前項の規定に基づいて、登録を抹消した時は、遅滞なく本人に抹消理由を付して文書により通知するものとする。
- 3 登録を抹消された者は、遅滞なく登録証を返納しなければならない。
- 4 第1項の規定に基づいて、登録を抹消された者は、抹消後3年間は資格試験を受けることができない。

第4章 手続き等

(登録事項の変更)

第10条 公共建築品確技術者は、登録事項に変更が生じた場合又は登録証を紛失した場合には、遅滞なく届け出るものとする。

(受験手数料等)

第11条 PBAは、本制度を運営するために、受験者から受験手数料、登録申請者から登録手数料及び登録更新のための登録更新者から登録更新手数料を徴収することができる。

(情報提供)

第12条 PBAは、公共建築工事の発注機関から発注関係事務を適切に実施するための支援に関する要請があった場合、必要に応じて登録簿に登録されている公共建築品確技術者に関する情報の全部又は一部を提供することができるものとする。なお、情報の提供にあたっては、あらかじめ公共建築品確技術者本人の了承を得るものとし、他の目的には使用しないものとする。

(秘密保持義務)

第13条 第14条に規定する公共建築工事品質確保技術者資格認定委員会(以下「資格認定委員会」という。)の委員、第15条に規定する試験委員及びPBAの役職員等は、試験事務及び登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5章 資格認定委員会等

(公共建築工事品質確保技術者資格認定委員会)

- 第14条 PBAに、資格試験の合格者の認定及び本制度に関するその他の重要事項の審議を行うため、資格認定委員会を設置する。
- 2 資格認定委員会は委員5名以内とし、学識経験者、公共建築品確技術者の資格取得者、発注機関職員等から構成し、PBA会長が委嘱する。
- 3 資格認定委員会の委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は必要により委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員長の任期は連続2期までとする。
- 6 委員が任期途中で交代した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(試験委員)

- 第15条 PBA会長は、論文審査及び面接試験の実施にあたり、試験委員を委嘱する。
- 2 試験委員は、論文審査及び面接試験を行うとともに、これらの評価を実施し、資

格認定委員会に報告するものとする。

第6章 雑則

(論文提出の一部免除)

第16条 資格試験の実施に際して、論文提出の一部免除することができる者の資格については、別に定める。

(細則その他)

第17条 本要綱の施行にあたり、必要な細則等は別に定める。

2 本要綱に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、資格認定委員会に諮って処理するものとする。

(附則)

本要綱は、平成22年4月8日から施行する。

平成23年6月15日一部改正

平成24年5月22日一部改正

平成25年5月21日一部改正

平成26年5月28日一部改正

平成27年5月25日一部改正

平成28年6月24日一部改正

平成29年5月22日一部改正

令和2年7月13日一部改正